

平成19年度 国立病院機構事業報告書（抜粋）

① 医療相談窓口の個室化とMSWの増員

★すべての病院に医療相談窓口を設置、127病院が個室化。

★すべての病院が投書箱を設置し、苦情等に対する改善事項を掲示板にて周知。

★MSWは、平成19年度に28名増員。109病院192名配置。

② インフォームド・コンセント推進のための指針（案）の策定

★この指針（案）では、「実施しようとしている処置や治療についての基本的な情報を前もって患者に提供し、かつ、患者がこれに同意してからでなければ、医師は患者に手を加えたり、治療を開始してはならない。」という基本的な考え方を徹底する。平成20年度から運用開始。

③ 医療事故発生時の公表基準の策定

★明らかな過誤により、患者が死亡した場合や重大な永続的障害が発生した場合は、各病院による個別の公表を行っている。

★医療事故公表基準を平成18年度に策定し、平成19年度から運用開始。

④ 適切なカルテの開示

★各病院は、厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」に基づき、カルテの開示請求があった場合には、適切に開示。

⑤ 転倒・転落事故防止プロジェクトの策定

★国立病院機構における医療事故報告の30%を占める転倒・転落事故に対し、防止への業務標準化の検討を行った。

★「転倒・転落事故防止マニュアル」を作成。平成20年度から「転倒・転

落事故防止プロジェクト」を強力に推進していく。

⑥ 面談室の設置

★全病院に面談室を設置した。146病院

★ボランティアを受け入れている病院は、133病院。

⑦ 宿泊室の設置

★重症心身障害児（者）、進行性筋ジストロフィー児（者）を受け入れている81病院のうち、平成19年度は67病院に設置した。

⑧ 通園事業の推進

★A型・・・3病院 B型・・・24病院

18年度 A型・・・2病院 B型・・・25病院

⑨ 障害者自立支援法施行に伴う療養介助員の増員

★平成18年10月の法施行により、27病院が療養介護事業者となっており、個別療養介護計画書の作成や療養介助員を増員した。

療養介助員配置数

平成18年度・・・39病院 314名

平成19年度・・・43病院 409名

⑩ 個別病院毎の経営改善計画（再生プラン）の策定

★特に早急な経営改善着手が必要な59病院が、本部・ブロック事務所の支援を受けながら、改善項目を検討し、行動目標を明確化した中期的な個別病院毎の経営改善計画（再生プラン）を策定した。

★そのうち、南横浜病院を除き、過去債務の利払額を超える改善が見込まれる58病院について、平成20年3月末に本部が承認した。

★計画策定に際しては、病院の計画案と改善目標額（率）との乖離が大きい

病院など、特に必要と認められる28病院に対して、本部・ブロック事務所が個別に訪問。病院幹部の意識改革を図ることを基本に、生産性の指標から、病院の課題を徹底的に洗い出し、考え得る具体的な改善方策について、病院との意見交換を通じて計画策定を支援。

⑪医業未収金の支払案内等業務委託

★平成20年度より、医業未収金の支払案内業務等について、146病院中82病院が業務委託する予定であり、このための入札公告を平成20年3月28日に行った。

⑫施設整備の考え方

★全体的な枠組み

施設整備については、医療機器とは異なり、事前に投資枠を示すことが困難であることから、個別に整備の必要性がある事業ごとに本部で審査する仕組みとしており、審査の着眼点の標準化や審査結果の全病院への提供等により業務の標準化を図るとともに、整備計画の承認から供用開始までの標準期間を定め進行管理を行い、整備の迅速化を図った。

★平成19年度においては、整備計画作成時に意見聴取等を行うとともに、業務手順（フローチャート）を標準化し、整備計画の質の向上を図る枠組みを設けた。

★本部の支援

平成18年度から医療機器と同様に、キャッシュフローが赤字の病院等に対し、当該病院の借入利子の一定割合を本部として補助するなど、経営が苦しい病院の再投資を支援する枠組みを新たに設け、平成19年度は4病院が対象となっている。

★特別の事情に応じた投資

◎病院建替等を行う場合には、病院が自己資金3分の1を用意することを原則としているが、整備に伴う収益増加や費用削減により将来の収益が確保される時は、自己資金3分の1がなくても投資を進める枠組みを明確化し、黒字病院、赤字病院に関わらず、病院機能を向上させる部門を中心に投資することにより、患者の療養環境の改善と、病院の経営体力の向上及び自立性を高める整備を進めている。

◎平成19年度は、自己資金3分の1の確保を求めない病棟建替整備として赤字病院である花巻病院を含め、道北病院、弘前病院、宮城病院、七尾病院、京都医療センター、南和歌山医療センター、松江病院、佐賀病院、長崎神経医療センター、の10病院（旧病院4か所、旧療養所6か所）を決定した。（平成19年度病棟建替に際し、自己資金3分の1を確保している病院は下志津病院）

★病棟建替（大型案件）整備決定後の償還性のフォローアップ

◎建替整備が決定した病院は、当該整備に係る債務を返済していくことから、健全な病院経営を促すため、決定された整備の償還計画について継続的な検証を行い、償還困難と認められる経営状況となった場合は、償還性が確保されるまでの間、整備の凍結又は、費用削減等による経営改善を実施する仕組みを設けた。

◎平成19年度検証結果　大分医療センターは整備の凍結。愛媛病院、福岡東医療センター、都城病院については、経営改善の実施を決定した。